

第13回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 概要

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が開催され、9月30日をもって全地域の緊急事態宣言を解除する方針を決定された。また、宣言解除に伴い、滋賀県においても「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく10月1日以降の対応方針を決定された。

国や滋賀県の方針を踏まえ、本市における施設及びイベントに関する対策と市内の感染状況について情報共有を図るため開催したものの。

- 1 日時 令和3年9月29日（水）15時30分～15時45分
- 2 場所 災害対策本部室
- 3 出席者 市長、副市長、各部局長、危機管理監、保健所長等（約20人）

4 内容

(1) 市長メッセージ

別紙のとおり（会議資料参照）

(2) 市内の感染状況について（会議資料参照）

【健康保健部 保健所】

- ・昨日（9月28日）時点で、累計4,250人の発生があり、その3分の1を超える1,534人が第5波のピークであった8月に発生した
- ・年代別では、8月以降は20代、30代の発生が多く、引き続き高齢者の発生は少ない
- ・第5波は、急激に発生件数が増加したが、減少するのも急激であったのが特徴的
- ・月別男女別の発生件数について、9月に男性の割合が多いのは大規模クラスター母集団の属性を拾ったものであり、それを除くと男女差はない
- ・7月以降、高齢者の発生は少なくなっている
- ・7月下旬から新規感染者が増え始め、8月17日には初めて1日に100件を超える発生があった
- ・9月2日には大規模クラスターの影響もあり、1日に150件と過去最多の発生となった
- ・9月中旬からは、新規感染者数が1桁の日も多くなっており、大津市内でも第5波は収束に向かっていく状況
- ・第5波の感染状況を見ると、お互いがマスクを着用した状態でも感染しており、ワクチンを2回接種した方の感染もある状況
- ・緊急事態宣言は9月30日に解除されるが、気を緩めることなく、引き続き、職場だけでなく日常生活においても感染対策を徹底し、継続していく必要がある

(3) 市の施設及びイベントに関する対策について（会議資料参照）

【危機管理監】

<滋賀県の対策>

- ・緊急事態宣言解除後も感染対策を徹底していくことについて、県民等に協力を要請することが柱となっている

- 1 基本的な感染対策の徹底として、手洗い、マスクの着用、密の回避の徹底など

- 2 外出については、不要不急の外出は慎重にすることなど
 - 3 会食については、いつも一緒にいる人となど
 - 4 イベントの開催制限として、人数制限と収容率の目安が示されている
- ・飲食店および集客施設等に実施していた営業時間の短縮要請等は、9月30日をもって解除
 - ・緊急事態宣言中休館している県立施設の宣言解除後の対応については、順次開館

<大津市の対策>

- ・10月1日から10月31日までの対策として
- 1 市の施設は、現在一部の施設において実施している開館時間の短縮や休館等は9月30日をもって終了し、10月1日以降使用制限は行わない。ただし、感染対策を徹底した感染防止対策を実施することとし、感染防止対策を講じる上で、必要に応じて利用人数の上限設定を行うことは可能としている
 - 2 イベントは、県の基準どおり、収容率については、大声での歓声・声援等がないことを前提とするものについては100パーセント以内、大声での歓声、声援等を想定されるものは50パーセント以内とし、人数上限は、5,000人または収容定員の50パーセント以内で10,000人以下のいずれか大きい方とし、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする

(4) その他

<市長から下記事項の指示>

- ・第5波にあたって、逼迫する保健所の体制について、各部局において兼務の発令、応援体制にご尽力いただいたことにあらためて感謝する
- ・まん延防止等重点措置とそれに引き続く緊急事態宣言が2ヶ月近く続く中で、現時点では顕在化していないが、市民の皆様の暮らしや、事業者の皆様の営みにこれからどんな影響が出てくるのかということに注意していく必要がある。それぞれの部局の業務の中で、注視していただき、市としての対応につなげていただきたい。今は禍中であるため見えないものがこれから徐々に見えるようになると思う。しっかりと取り組みにつなげていただければと思う
- ・ワクチン接種の3回目の接種の検討を健康保険部中心に行っている。早ければ年内ないし年始には新たな取り組みを見出していかなければいけないかもしれない。全庁的に取り組んでいけるようお願いしたい
- ・第5波の間も職員の感染が0にはならなかった。しっかりと各部局において職員の健康観察を行い、早く気づいていただき早く休んでいただくという取り組みを徹底していただくようお願いする

<大津市危機管理基本計画に基づく「大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部」への移行>

[司会]

市対策本部については、緊急事態宣言の解除により10月1日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「大津市新型コロナウイルス感染症対策本部」から、大津市危機管理基本計画に基づく「大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部」に移行することとなります。